交対協第　３２　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年９月４日

　埼玉県交通安全対策協議会各委員　様

埼玉県交通安全対策協議会

会長　埼玉県知事　大野　元裕

（公印省略）

交通死亡事故多発警報の発令について（通知）

　交通安全対策の推進について、日頃から御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　県内では、令和６年８月２５日から８月３１日までの７日間で６件の交通死亡事故が発生し、７人が亡くなりました。

　県内における７日以内の交通死亡事故件数が５件以上となったことから、埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱（以下「要綱」という。）第３条に基づき、交通死亡事故多発警報を発令します。

　この６件の交通死亡事故のうち４件では歩行者が亡くなっており、そのうち３件は高齢者の被害となっております。

　こうした県内の交通死亡事故の実態を踏まえ、運転者に対する思いやりとゆとりを持った運転の啓発や、歩行者に対する横断歩道の適正利用、ハンドサインの励行や反射材の着用等の啓発について、要綱第４条（別表）に掲げる推進事項をはじめとした集中的な交通事故防止対策を実施していただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

１　交通死亡事故多発警報の発令期間

　　令和６年９月４日（水）から令和６年９月１３日（金）までの１０日間

２　交通死亡事故発生状況

　　別添のとおり

　　担　当　防犯・交通安全課

　　　　　　総務・交通安全担当　芳賀

　　電　話　０４８－８３０－２９６０

　　ＦＡＸ　０４８－８３０－４７５７

　　Ｅ-Mail　a2950-03@pref.saitama.lg.jp

別添

交通死亡事故発生状況

